

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 13 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 12 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

大分国民年金 事案 700

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

私は、昭和46年8月に実家に戻り、両親と同居した。その際、私の父親が、私たち夫婦の未納となっていた国民年金保険料を納付してくれたと記憶している。申立期間の国民年金保険料が、私の妻は納付となっているのに、私が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料に未納はない上、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は、国民年金加入期間の保険料をすべて納付済みであることが確認でき、申立人の父親の国民年金に対する納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立人の妻については、申立期間の国民年金保険料が納付済みとなっており、申立人は、「私の父親が、私たち夫婦の未納となっていた国民年金保険料を納付してくれた。」と主張していることを踏まえると、申立人の父親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料についても納付したものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち昭和63年6月から平成元年9月までの期間を9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、昭和63年6月から平成元年9月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年6月1日から平成5年8月15日まで

私は、昭和63年6月1日から平成5年8月15日までA社のB職として勤務していた。当時の厚生年金保険の標準報酬月額が8万円になっていたことに気が付かず、社会保険事務所（当時）で調べてもらって判明した。B職として毎月24万円の給与を受けており、標準報酬月額と異なっているので、給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和63年6月1日から平成元年9月までの期間について

申立人が主張する当時の給与支給額は、雇用保険の離職時賃金日額から算出した賃金月額（22万円相当）とほぼ等しいことが確認できるものの、申立人は給与明細書など事業主から控除された保険料額及び給与支給額を確認できる資料を所持しておらず、申立人の主張する給与月額に基づく保険料が控除されていたことを確認することはできない。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人は、A社において、厚生年金保険の標準報酬月額が昭和63年6月から平成元年9月までは8万円、平成元年10月から5年8月までは9万8,000円とそれぞれ記録されているところ、当該記録のうち資格取得時の標準報酬月額8万円については、当初9万8,000円であったものが昭和63年12月12日付けで遡及訂正されていることが確認できる上、同事業所の健康保険被保険者整理番号1番から

44 番までの被保険者のうち、申立人を含む 35 人に同様の記録訂正の事務処理が確認できる。

このうち、当時の給与明細書を所持している同僚についてオンライン記録をみると、資格取得時においては 12 万 6,000 円から 14 万 2,000 円の標準報酬月額に相当する給与の支払いを受けていたことが確認できるにもかかわらず、同人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得届においては 9 万 8,000 円の標準報酬月額で届出された上、取得時報酬訂正により昭和 63 年 12 月 12 日付けで 6 万 8,000 円に遡及訂正処理がされているところ、取得時報酬訂正が行われた後においても、平成元年 9 月までの間、訂正前の 9 万 8,000 円の標準報酬月額に相当する保険料額を事業主により給与から控除されていたことが確認でき、その後も標準報酬月額が平成元年 9 月に 7 万 2 千円、同年 12 月に 8 万円に改定された際にも、それぞれ資格取得時の標準報酬月額である 9 万 8,000 円に基づき計算された保険料額が事業主により給与から控除されていたことが確認できる上、事後に保険料の差額が事業主から返還された状況もうかがえない。

上記の状況を踏まえると、事業所は、申立人についても上記同僚と同様に、i) 資格取得時における標準報酬月額を実際に支払われた給与支給額よりも低く届けていたこと、ii) 昭和 63 年 12 月 12 日付けで処理された取得時報酬月額の訂正届によって、9 万 8,000 円の標準報酬月額が 8 万円に訂正されているが、当該処理は、給与実態を反映したものとは考え難いこと、iii) 事業所は、申立人について、取得時報酬訂正を行った後も訂正前の標準報酬月額 9 万 8,000 円に相当する保険料控除を行っていたと考えられるところ、保険料の差額を本人に返還していないことが、それぞれ推認できる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、年金事務所は、昭和 63 年 12 月の遡及訂正処理について、「既に書類等は廃棄されているが、事業所から昭和 63 年 12 月初旬に取得時の報酬訂正と算定基礎届訂正書類の提出があり、同年 12 月 12 日に処理されたものと考えられる。」、「当該事業所に係る保険料滞納処分の有無については、平成 3 年度の滞納処分票により平成 2 年 11 月分保険料から滞納していた事跡が確認できるものの、それ以前については資料が残っておらず不明。」と述べているところ、申立人の同僚らは、「A 社は厚生年金保険の適用事業所となった昭和 63 年 4 月当時においては集客状況も良く、経営状態は悪くなかった。」と供述しており、A 社が厚生年金保険料を滞納して

いた事情はうかがえないことから、当該標準報酬月額の減額訂正の処理について、社会保険事務所が関与していたとは言えない。

以上のことから、申立人の標準報酬月額については、昭和63年6月から平成元年9月までの期間を9万8,000円とすることが妥当である。

申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、これを確認することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格取得時報酬月額訂正届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの報酬月額訂正届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和63年6月から平成元年9月までの保険料について訂正前の標準報酬月額に見合う納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち平成元年10月から5年8月15日までの期間について

当該期間については、オンライン記録による申立人の厚生年金保険標準報酬月額は9万8,000円となっており、事業主が申立人の給与から引き続き控除したと推認される保険料額に見合う標準報酬月額となっているため、訂正の必要はないと認められる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち平成元年10月から5年8月15日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 580

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、昭和63年7月から平成元年9月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月25日から平成元年10月19日まで

私は、在職中に給料から天引きされた保険料額が9万8,000円の標準報酬月額に基づくものとなっているが、当時の給料は基本給が14万円だった。社会保険事務所（当時）で被保険者記録照会回答票を見せてもらったところ、記録が相違していることが判明した。

申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、給与明細書など事業主から控除された保険料額及び給与支給額を確認できる資料を所持しておらず、申立人が主張する当時の給与月額に基づく保険料が控除されていたことを確認することはできない。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人は、A社において、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が9万8,000円と記録されているところ、当該記録については、当初13万4,000円の標準報酬月額であったものが昭和63年12月12日付けで遡及訂正されていることが確認できる上、同事業所の健康保険被保険者整理番号1番から44番までの被保険者のうち、申立人を含む35人に同様の記録訂正の事務処理が確認できる。

このうち、当時の給与明細書を所持している同僚について、オンライン記録をみると、資格取得時においては12万6,000円から14万2,000円の標準報酬月額に相当する給与の支払いを受けていたことが確認できるにもかかわらず、同人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得届においては9万8,000円の標準報酬月額で届出された上、取得時報酬訂正により昭和63年12月12

日付けで6万8,000円に遡及訂正処理がされているところ、取得時報酬訂正が行われた後においても、平成元年9月までの間、訂正前の9万8,000円の標準報酬月額に相当する保険料額を事業主により給与から控除されていたことが確認でき、事後に保険料の差額が事業主より返還された状況もうかがえない。

上記の状況を踏まえると、事業所は申立人についても上記同僚と同様に、
i) 資格取得時における標準報酬月額を実際に支払われた給与支給額よりも低く届けていたこと、ii) 事業所は、申立人について、取得時報酬訂正を行った後も訂正前の標準報酬月額13万4,000円に相当する保険料控除を行っていたと考えられるところ、保険料の差額を本人に返還していないことが、それぞれ推認できる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、年金事務所は、昭和63年12月の遡及訂正処理について、「既に書類等は廃棄されているが、事業所から昭和63年12月初旬に取得時の報酬訂正と算定基礎届訂正書類の提出があり、同年12月12日に処理されたものと考えられる。」、「当該事業所に係る保険料滞納処分の有無については、平成3年度の滞納処分票により平成2年11月分保険料から滞納していた事跡が確認できるものの、それ以前については資料が残っておらず不明。」と述べているところ、申立人の同僚らは、「A社は、厚生年金保険の適用事業所となった昭和63年4月当時においては集客状況も良く、経営状態は悪くなかった。」と供述しており、A社が厚生年金保険料を滞納していた事情はうかがえないことから、当該標準報酬月額の減額訂正の処理について社会保険事務所が関与していたとは言えない。

以上のことから、申立人の標準報酬月額については、昭和63年7月から平成元年9月までの期間を13万4,000円とすることが妥当である。

申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、これを確認することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格取得時報酬月額訂正届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの報酬月額訂正届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和63年7月から平成元年9月までの保険料について訂正前の標準報酬月額に見合う納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち昭和63年6月から平成4年9月までの期間を9万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、昭和63年6月から平成4年9月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年6月1日から平成6年5月31日まで
社会保険事務所（当時）で調べてもらったところ、申立期間の標準報酬月額が実際にもらっていた給料支給額（17万円）よりも低い額で届け出られているので、給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和63年6月1日から平成4年9月までの期間について

申立人が主張する当時の給与支給額は、雇用保険の離職時賃金日額から算出した賃金月額（16万円相当）とほぼ等しいことが確認できるものの、申立人は給与明細書など事業主から控除された保険料額及び給与支給額を確認できる資料を所持しておらず、申立人の主張する給与月額に基づく保険料が控除されていたことを確認することはできない。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人は、A社において、厚生年金保険の標準報酬月額が昭和63年6月から平成元年9月までは6万8,000円、同年10月から同年11月までは7万2,000円、同年12月から3年9月までは8万円、3年10月から4年9月までは8万6,000円、4年10月から5年9月までは9万2,000円、同年10月から6年4月までは9万8,000円とそれぞれ記録されているところ、当該記録のうち資格取得時の標準報酬月額6万8,000円については、当初9万2,000円の標準報酬月額であったものが昭和63年12月12日付けで遡及訂正されていることが確

認できる上、同事業所の健康保険被保険者整理番号1番から44番までの被保険者のうち、申立人を含む35人に同様の記録訂正の事務処理が確認できる。

このうち、当時の給与明細書を所持している同僚についてオンライン記録をみると、資格取得時においては12万6,000円から14万2,000円の標準報酬月額に相当する給与の支払いを受けていたことが確認できるにもかかわらず、同人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得届においては9万8,000円の標準報酬月額で届出され、取得時報酬訂正により昭和63年12月12日付けで6万8,000円に遡及訂正処理がされているところ、取得時報酬訂正が行われた後においても、平成元年9月までの間、訂正前の9万8,000円の標準報酬月額に相当する保険料額を事業主により給与から控除されていたことが確認でき、その後も標準報酬月額が平成元年9月に7万2千円、同年12月に8万円に改定された際にも、それぞれ資格取得時の標準報酬月額である9万8,000円に基づき計算された保険料額が事業主により給与から控除されていたことが確認できる上、事後に保険料の差額が事業主から返還された状況もうかがえない。

上記の状況を踏まえると、事業所は申立人についても上記同僚と同様に、i) 資格取得時における標準報酬月額を実際に支払われた給与支給額よりも低く届けていたこと、ii) 昭和63年12月12日付けで処理された取得時報酬月額の訂正届によって、9万2,000円の標準報酬月額が6万8,000円に訂正されているが、当該処理は、給与実態を反映したものとは考え難いこと、iii) 事業所は、申立人について、取得時報酬訂正を行った後も訂正前の標準報酬月額9万2,000円に相当する保険料控除を行っていたと考えられるところ、保険料の差額を本人に返還していないことが、それぞれ推認できる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、年金事務所は、昭和63年12月の遡及訂正処理について、「既に書類等は廃棄されているが、事業所から昭和63年12月初旬に取得時の報酬訂正と算定基礎届訂正書類の提出があり、同年12月12日に処理されたものと考えられる。」、「当該事業所に係る保険料滞納処分の有無については、平成3年度の滞納処分票により平成2年11月分保険料から滞納していた事跡が確認できるものの、それ以前については資料が残っておらず不明。」と述べているところ、申立人の同僚らは、「A社は、厚生年金保険の適用事業所となった昭和63年4月当時においては集客状況も良く、経営

状態は悪くなかった。」と供述しており、A社が厚生年金保険料を滞納していた事情はうかがえないことから、当該標準報酬月額の減額訂正の処理について、社会保険事務所が関与していたとは言えない。

以上のことから、申立人の標準報酬月額については、昭和63年6月から平成4年9月までの期間を9万2,000円とすることが妥当である。

申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当でなくなっており、これを確認することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格取得時報酬月額訂正届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの報酬月額訂正届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和63年6月から平成元年9月までの保険料について訂正前の標準報酬月額に見合う納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち平成4年10月から6年5月31日までの期間について

当該期間については、オンライン記録による申立人の厚生年金保険標準報酬月額は平成4年10月1日から5年10月1日までが9万2,000円、5年10月1日から6年5月31日までが9万8,000円となっており、事業主が申立人の給与から引き続き控除したと推認される保険料額に見合う標準報酬月額となっているため、訂正の必要はないと認められる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち平成4年10月から6年5月31日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成6年2月28日）及び資格取得日（平成7年6月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を平成6年2月から同年9月までを26万円、同年10月から7年5月までを28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月28日から7年6月1日まで

私は、平成4年10月から11年4月までA社でB職として継続して勤務したが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、オンライン記録では、A社において平成4年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、6年2月28日に資格を喪失後、7年6月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人の雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務したことが認められる。

また、A社の元事務担当者は、「従業員からの申出が無い限り、厚生年金保険の被保険者資格について、一度取得した従業員が辞めてもいないのに資格を喪失させることは無い。」と供述しているところ、申立人は、「厚生年金保険に加入しないと申し入れたことは無い。」と供述している。

さらに、A社に申立人と一緒に入社した元同僚には、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

- 2 申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後のオンライン記録から、平成6年2月から同年9月までは26万円、同年10月から7年5月までを28万円とすることが妥当である。
- 3 申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る平成6年2月から7年5月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額記録を46年2月から同年9月までの期間は3万9,000円、同年10月から47年3月までの期間は4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年5月21日から同年9月1日まで
② 昭和43年1月5日から46年1月5日まで
③ 昭和46年2月1日から47年4月1日まで

私は、昭和40年5月21日から41年12月29日までB社C支社で勤務していたが、申立期間①に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、昭和43年1月5日から47年3月31日までA社で継続して勤務していたが、申立期間②及び③に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

すべての申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、雇用保険の被保険者記録、勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び複数の同僚が「申立人は、申立期間③において職種及び勤務形態の変更は無く、継続して勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人が、申立期間③においてA社に勤務していたことが認められる。

また、前述の雇用保険の被保険者記録において、申立事業所における申立人の離職日は昭和47年3月31日であることが確認できるところ、雇用保険の被保険者記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票か

ら、複数の同僚について、雇用保険における離職日と厚生年金保険被保険者の資格喪失日が符合していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間③において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人の昭和46年1月のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録及び同職種である同僚の同年10月における同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、同年2月から同年9月までの期間を3万9,000円、同年10月から47年3月までを4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は既に廃業しており、事業主は既に死亡していることから聴取することができないが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和46年2月1日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月から47年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、B社から提出された在職証明書から判断すると、申立人が申立期間①において同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社は、「当時、従業員について、入社後約半年間は研修期間として厚生年金保険に加入させていなかった。」旨を回答している。

また、申立人が名前を挙げた同職種であったとする同僚の一人も、「申立期間①当時、B社においては研修期間があり、研修期間中は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しているところ、B社C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、当該同僚が厚生年金保険被保険者の資格を取得した時期は、当該同僚が勤務を開始したとする時期と一致していないことから判断すると、当時、事業主は、従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間②については、複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間②においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、同僚の一人は、「当時、A社は、従業員について、厚生年金保険の加入を強制していなかった。私は、昭和42年ごろに入社したが、希望により入社から数年間は厚生年金保険に加入しなかった。勤務期間の途中で、厚生年金保険の加入が強制になるなど取扱いが変更されたため、そのころ厚生年金保険に加入したと思う。」と供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、当該同僚は、昭和47年1月5日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できることから判断すると、申立期間②当時、同社は、従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の両申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成16年12月15日及び17年8月10日の標準賞与額に係る記録を、それぞれ20万8,000円及び28万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年8月10日

両申立期間にA事業所から支給された賞与について、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

両申立期間について、賞与から保険料が控除されていたので、両申立期間の標準賞与額について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成16年分及び17年分の賃金台帳により、申立人は、16年12月15日及び17年8月10日において、20万8,000円及び28万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年3月

31 日に、事業主が両申立期間当時に当該標準賞与額に係る届出を行っていなかったとして、申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、事業主は、両申立期間に係る厚生年金保険料を納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る両申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の両申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成16年12月15日及び17年8月10日の標準賞与額に係る記録を、それぞれ19万8,000円及び23万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年8月10日

両申立期間にA事業所から支給された賞与について、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

両申立期間について、賞与から保険料が控除されていたので、両申立期間の標準賞与額について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成16年分及び17年分の賃金台帳により、申立人は、16年12月15日及び17年8月10日において、19万8,000円及び23万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年3月

31 日に、事業主が両申立期間当時に当該標準賞与額に係る届出を行っていなかったとして、申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、事業主は、両申立期間に係る厚生年金保険料を納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る両申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の両申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、両申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成16年12月15日及び17年8月10日の標準賞与額に係る記録を、それぞれ25万2,000円及び27万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年8月10日

両申立期間にA事業所から支給された賞与について、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

両申立期間について、賞与から保険料が控除されていたので、両申立期間の標準賞与額について年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成16年分及び17年分の賃金台帳により、申立人は、16年12月15日及び17年8月10日において、25万2,000円及び27万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年3月

31 日に、事業主が両申立期間当時に当該標準賞与額に係る届出を行っていなかったとして、申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、事業主は、両申立期間に係る厚生年金保険料を納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る両申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の両申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、両申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成16年12月15日及び17年8月10日の標準賞与額に係る記録を、それぞれ20万8,000円及び25万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年8月10日

両申立期間にA事業所から支給された賞与について、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

両申立期間について、賞与から保険料が控除されていたので、両申立期間の標準賞与額について年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成16年分及び17年分の賃金台帳により、申立人は、16年12月15日及び17年8月10日において、20万8,000円及び25万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年3月

31 日に、事業主が両申立期間当時に当該標準賞与額に係る届出を行っていなかったとして、申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、事業主は、両申立期間に係る厚生年金保険料を納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る両申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の両申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、両申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成16年12月15日及び17年8月10日の標準賞与額に係る記録を、それぞれ37万円及び38万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年8月10日

両申立期間にA事業所から支給された賞与について、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

両申立期間について、賞与から保険料は控除されていたので、両申立期間の標準賞与額について年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成16年分及び17年分の賃金台帳により、申立人は、16年12月15日及び17年8月10日において、37万円及び38万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年3月

31 日に、事業主が両申立期間当時に当該標準賞与額に係る届出を行っていなかったとして、申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、事業主は、両申立期間に係る厚生年金保険料を納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る両申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の両申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、両申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成16年12月15日及び17年8月10日の標準賞与額に係る記録を、それぞれ19万2,000円及び22万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年8月10日

両申立期間にA事業所から支給された賞与について、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

両申立期間について、賞与から保険料は控除されていたので、両申立期間の標準賞与額について年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成16年分及び17年分の賃金台帳により、申立人は、16年12月15日及び17年8月10日において、19万2,000円及び22万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年3月

31 日に、事業主が両申立期間当時に当該標準賞与額に係る届出を行っていなかったとして、申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、事業主は、両申立期間に係る厚生年金保険料を納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る両申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の両申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、両申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成16年12月15日及び17年8月10日の標準賞与額に係る記録を、それぞれ18万6,000円及び22万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年8月10日

両申立期間にA事業所から支給された賞与について、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

両申立期間について、賞与から保険料は控除されていたので、両申立期間の標準賞与額について年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成16年分及び17年分の賃金台帳により、申立人は、16年12月15日及び17年8月10日において、18万6,000円及び22万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年3月

31 日に、事業主が両申立期間当時に当該標準賞与額に係る届出を行っていなかったとして、申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、事業主は、両申立期間に係る厚生年金保険料を納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る両申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大分国民年金 事案 701

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月から61年3月まで

私は、夫の実家に転居した際に夫と相談し、国民年金に加入した。国民年金保険料は地区の納付組織で税金等とともに納付したので、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和61年4月に払い出されたものと推認できるとともに、申立人のオンライン記録から、同年4月1日を資格取得日として、国民年金の第3号被保険者となっていることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間に係る保険料の納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 702

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から47年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から47年4月まで

私は、昭和41年7月にA市からB市に転居した際、既に国民年金に加入していた義母の国民年金保険料を集金していた方に勧められ、国民年金に加入したので、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和47年5月に払い出されたものと推認できるとともに、申立人のオンライン記録及びB市保管の国民年金被保険者名簿から、47年5月30日を資格取得日として、国民年金に任意加入していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の義母は、5年年金制度が発足した昭和45年1月から国民年金に加入していることが確認できることから、申立人の「昭和41年7月に、国民年金に加入していた義母の保険料の集金人に勧められ、国民年金に加入した。」とする主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 703

第1 委員会の結論

申立人の平成19年11月から21年4月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年11月から21年4月まで

私は、平成19年11月に病気のため会社を退職した後、A市で国民年金保険料の免除申請を行った。申立期間が申請免除期間と記録されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成19年11月にA市の国民年金窓口で、申立期間の国民年金保険料に係る免除申請を行った旨を主張しているところ、A市によると、「免除申請を受理した場合は、免除申請受付・送付処理簿を作成した上で社会保険庁（当時）に送付することとなっている。」と回答している上、A市及びオンライン記録において、申立人が申立期間に係る免除申請を行った記録は見当たらない。

また、申立期間の免除申請を行う場合、申立人は平成19年11月の免除申請に加え、20年7月以降に再度免除申請を行う必要があるが、申立人からこれらの申請免除に関する具体的な供述を得ることができない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無い上、国民年金の再加入手続を行った形跡は見当たらず、申立期間は国民年金の未加入期間であることなど、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年11月1日から32年4月1日まで
私は、昭和26年から32年4月1日までA事業所（現在は、B事業所）に勤務したが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に関する申立人の具体的な供述、及びB事業所に照会した結果、「申立人は、昭和30年11月1日から32年4月1日まで、A事業所に事務員として勤務した。」旨の回答が得られていることから、申立人が申立期間について申立事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B事業所は、「申立期間について申立人はC職であり、(旧) 共済組合法の組合員期間であったため、申立人の給与から共済組合長期掛金を控除していた。申立期間は、厚生年金保険の加入期間ではないため、社会保険事務所（当時）に対して申立人に係る届出は行っておらず、給与から厚生年金保険料は控除していない。」旨を回答している。

また、A事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和26年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、30年11月1日に資格を喪失しており、当該記録は申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月から平成 19 年 7 月まで

私は、昭和 54 年 3 月から平成 20 年 10 月まで A 社に勤務したが、申立期間の標準報酬月額について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、実際の給与総支給額に見合う標準報酬月額より低い標準報酬月額で記録されていた。

申立期間について、報酬月額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる船員保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額がオンライン記録を上回る場合である。

2 申立期間のうち、昭和 54 年 3 月から平成 17 年 11 月までの期間については、申立人は、給与支給額及び船員保険料の控除額等を確認できる給与明細書等の関連資料を所持しておらず、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を控除されていたか否かを確認することができない。

3 申立期間のうち、平成 17 年 12 月から 19 年 3 月までの期間については、申

立人の保管する17年12月から18年2月までの期間及び同年4月から19年3月までの期間に係る給与明細書並びに19年の所得証明書において、確認又は推認できる給与総支給額及び船員保険料の控除額から判断すると、給与総支給額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額の記録よりも高額であることが確認できるものの、当該給与明細書等に記載されている船員保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが認められる。

- 4 申立期間のうち、平成19年4月から同年7月までの標準報酬月額は、オンライン記録によると当初47万円と記録されていたところ、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年9月28日に56万円に訂正されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。

一方、申立人の保管する当該期間の給与明細書から判断すると、給与総支給額に見合う標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額の記録よりも高額であることが確認できるものの、当該給与明細書に記載されている船員保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を上回らないことが認められる。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 6 月ごろから 32 年 4 月 1 日まで
② 昭和 32 年 8 月 10 日から 33 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 6 月ごろに A 社（現在は、B 社）の関連会社である C 社に入社し、33 年 8 月まで勤務した。途中、昭和 32 年 4 月 1 日から同年 8 月 9 日までは、A 社の関連会社である D 社に異動、勤務し、同社で勤務した期間については、厚生年金保険の被保険者期間として記録されているが、C 社に勤務した申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容に係る具体的な供述、C 社の関連会社である A 社の従業員の供述及び B 社の総務部担当者の供述から判断すると、申立人が両申立期間当時、C 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所番号等索引簿によれば、C 社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは昭和 33 年 7 月 1 日であり、両申立期間においては厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、C 社の人事管理をしていたとする B 社の前述の総務部担当者は、「申立人は、C 社の従業員として入社した。当時、C 社は厚生年金保険の適用事業所に該当しておらず、厚生年金保険料は給与から控除していないと思う。」旨を供述している。

さらに、申立人及び申立人が一緒に勤務していたとする A 社の従業員が名前を挙げた 9 人について調査したところ、うち二人は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、申立人を含む 7 人については、両申立期間における厚生年金保険

の被保険者記録は確認できないところ、当該従業員は、「厚生年金保険の被保険者記録が確認できる二人は、A社で採用された後、C社に異動した者であり、そのほかの者はC社に採用された者である。」旨を供述している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和33年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、前述のB社の総務部担当者は、「申立人には、昭和33年6月ごろに当社の業務を集中的に手伝ってもらっていたことがあり、その期間については、当社において厚生年金保険に加入させていたと思う。」と供述しており、同社が保管する厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年9月1日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、当該記録は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿と一致している。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、A社の関連会社であるD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。